

芸術文化観光専門職大学教員の懲戒処分

本日（3月30日）、本学教員に対して、次のとおり懲戒処分を行いました。

1. 処分の内容

被処分者	処分	処分理由
芸術文化・観光学部 助教（男性）	停職3月	被処分者は、本学の女子学生に対し、学内研究室等で、複数回にわたり手を握る、身体を触る、性的な発言をするなどの行為を行い、女子学生の拒否反応に対しては、「訓練だ」「練習だ」と、教育目的の延長上と思わせる発言をした。また、女子学生から被処分者に対して明確な拒否の意思表示のメールがあり、被処分者はそれを承諾・謝罪して以降も、メールの送付や直接的な接触を行った。 これらの行為は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程に違反するハラスメント行為であるため。

2. 事案の概要

被害女子学生から、ハラスメント相談員を務める教員に、被処分者の行為について相談があった。このことを受け、関係者から事情聴取を行い、調査を行った結果、上記処分理由に記載する事実が確認された。

3. 五百旗頭 真 理事長のコメント

本学の教員が今回このようなハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾です。

今後、このような不祥事が起こらないよう、ハラスメントの防止に努め、教育研究環境の一層の改善に力を尽くす所存です。